第七十二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の六第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

第八十六条第一項に次の一号を加える。

九　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項（これらの規定を法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求をした組合員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

第八十六条第二項中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項」に改める。

第九十七条第二項第三号ロ中「第七百四十六条第七号ニ」を「第七百四十六条第一項第七号ニ」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省令第二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第六十三条の五第一項及び第八項」を「第六十三条の五第一項及び第九項」に改める。

第八条中「第六十三条の五第二項第一号及び第九項第一号」を「第六十三条の五第二項第一号及び第十項第一号」に改める。

第十条中「第六十三条の五第二項第二号及び第九項第二号」を「第六十三条の五第二項第二号及び第十項第二号」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○財務省、経済産業省令第二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部改正に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「監査役」の下に「（監査等委員会及び監査委員会を含む。）」を加える。

第四条第一項第二号ハ及び第三項第二号ロ中「委員会設置会社である場合にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第十一条中「監査役」を「監査等委員である取締役若しくは監査役」に改める。

第十二条中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

第二十一条第一号ロ中「第九百十一条第三項第二十八号イ」を「第九百十一条第三項第二十九号イ」に改め、同条第二号中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に改める。

第二十五条第一項第四号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

附　則

会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

○経済産業省令第二号

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づき、商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令等の一部を改正する省令

（商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令の一部改正）

第一条　商品投資顧問業者の許可及び監督に関する省令（平成四年農林水産省、通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役及び会計参与、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

（商品先物取引法施行規則の一部改正）

第二条　商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省、経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第二号ハ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第三条の三第二号中「請求対象者」を「法第十八条第二項、第五十八条及び第七十七条第二項において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者」に改め、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に、「責任追及等の訴え（会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）」を「同号の訴え」に改める。

第六条第七号中「第百四十四条の二第六項第三号」を「第百四十四条の二第七項第三号」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の十一第三項第三号」を「第百四十四条の十二第三項第三号」に改め、同条第十二号中「第百四十四条の十二第二項第三号」を「第百四十四条の十三第二項第三号」に改め、同条第十三号中「第百四十四条の十九第三項第三号」を「第百四十四条の二十一第三項第三号」に改める。

第七条第六号中「第百四十四条の二第六項第四号」を「第百四十四条の二第七項第四号」に改め、同条第十号中「第百四十四条の十一第三項第四号」を「第百四十四条の十二第三項第四号」に改め、同条第十一号中「第百四十四条の十二第二項第四号」を「第百四十四条の十三第二項第四号」に改め、同条第十二号中「第百四十四条の十九第三項第四号」を「第百四十四条の二十一第三項第四号」に改める。